

# 福岡県公報

令和七年十二月二日  
第六百五十一号  
増刊 ①

知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に改める。  
附則  
この告示は、公布の日から施行する。

再掲

目次

選挙管理委員会

○福岡県選挙管理委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

（行財政支援課）……………一

再掲

○福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局任用課）……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百一号

福岡県選挙管理委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

福岡県選挙管理委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程に関する規程の一部を改正する告示

福岡県選挙管理委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年三月三十一日福岡県選挙管理委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県選挙管理委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程

本文中「知事等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則」を「

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十一月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場貞仁

福岡県人事委員会規則第二十五号

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則（昭和四十四年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「書面で、合格者である旨を本人に通知するものとする。」を「  
合格者である旨を本人に通知するものとする。」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。